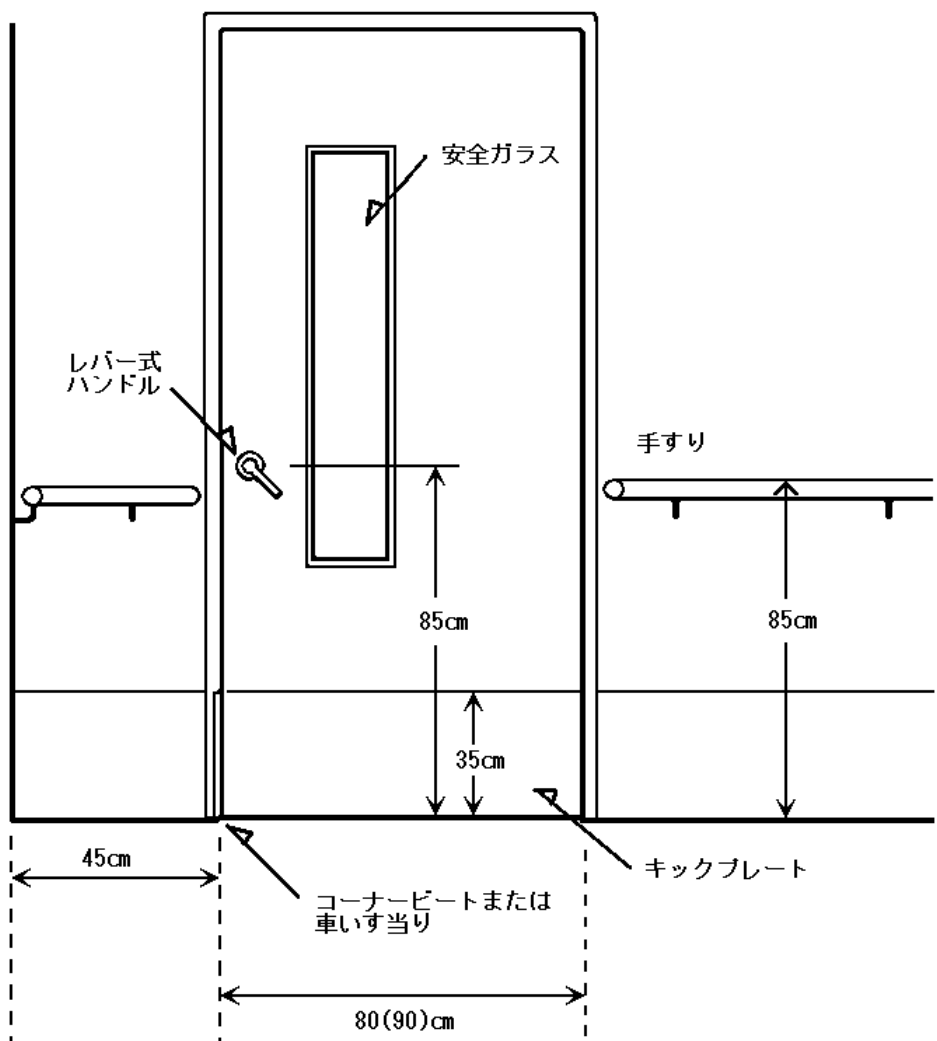


2 居室の出入口

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅 戸の構造	<p>利用者の用に供する各居室の出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下「居室出入口」という。）のうちそれぞれ1以上は、前項に定める構造（教育施設（特別支援学校を除く。次項および4の項において同じ。）または床面積の合計が2,000㎡未満（共同住宅等にあつては、5,000㎡未満）の建築物の直接地上に通じる出入口がない階の居室出入口にあつては、前項（一）および（三）に定める構造）であること。</p> <p>● 幅は、90cm以上とすること。</p> <p>● 廊下等を開く戸は、高齢者、身体障がい者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。</p>	<p>・10ページ参照</p>
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸の形式は、上つり式、引き戸、開き戸の順によい。 ・開き戸の場合には、開閉スペースを設ける。 ・引き戸は、軽い材質のものとし、敷居を設けないために上つり式とする。敷居を設ける場合は、段差を設けず、レールを埋込型とする。 ・ドアハンドルは、引き戸の場合は棒状ハンドル、開き戸の場合は棒状またはレバーハンドルとし、床面から85cm程度の高さとする。 ・ドアの両面には、床面から35cm程度までキックプレートを設ける。 ・ガラスなど透明な材質の戸は、衝突防止のため、床面から150cm程度の位置に、幅20cm程度の色付けをする。 		

開き戸の例



ドアの取っ手の仕様例

